

八幡市通学路等交通安全プログラム

～子どもの移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和8年4月

八幡市通学路等安全対策連絡会

1. プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路で関係機関が連携して緊急合同点検を実施しました。以降、着実かつ効果的に対策を推進するため、関係機関の連携体制等を規定した「八幡市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。また、令和元年には通学路に加え、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施しています。

これらの二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「八幡市通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、このたび「八幡市通学路等交通安全プログラム」として改訂します。

今後は、本プログラムに基づき、関係者が連携して、地域の子どもの移動経路の安全確保を図っていきます。

なお、本プログラムにおける「通学路等」は市内小中学校指定の通学路を対象とするほか、小学校から小学校敷地外の放課後児童健全育成施設までのルート、幼稚園・保育園・子ども園における散歩コースのルート等を含みます。

2. 八幡市通学路等安全対策連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、子どもの移動経路に関係する下記の機関等による「八幡市通学路等安全対策連絡会」を設置します。

【教育・保育等所管】

八幡市 こども未来部 こども未来課（放課後児童健全育成施設担当）
子育て支援課（幼稚園・保育園・こども園担当）
学校教育課（小学校・中学校担当）
健康福祉部 障がい福祉課（障がい者施策担当）

【警察・公安委員会】

京都府警察本部 八幡警察署 交通課（交通安全・交通規制）

【道路管理者等】

国土交通省 京都国道事務所（道路管理者(国道)）
京都府 山城北土木事務所（道路管理者(京都府道)）
八幡市 建設産業部 道路河川課（道路管理者(八幡市道)・交通安全施設）
管理・交通課（事務局・交通安全対策）

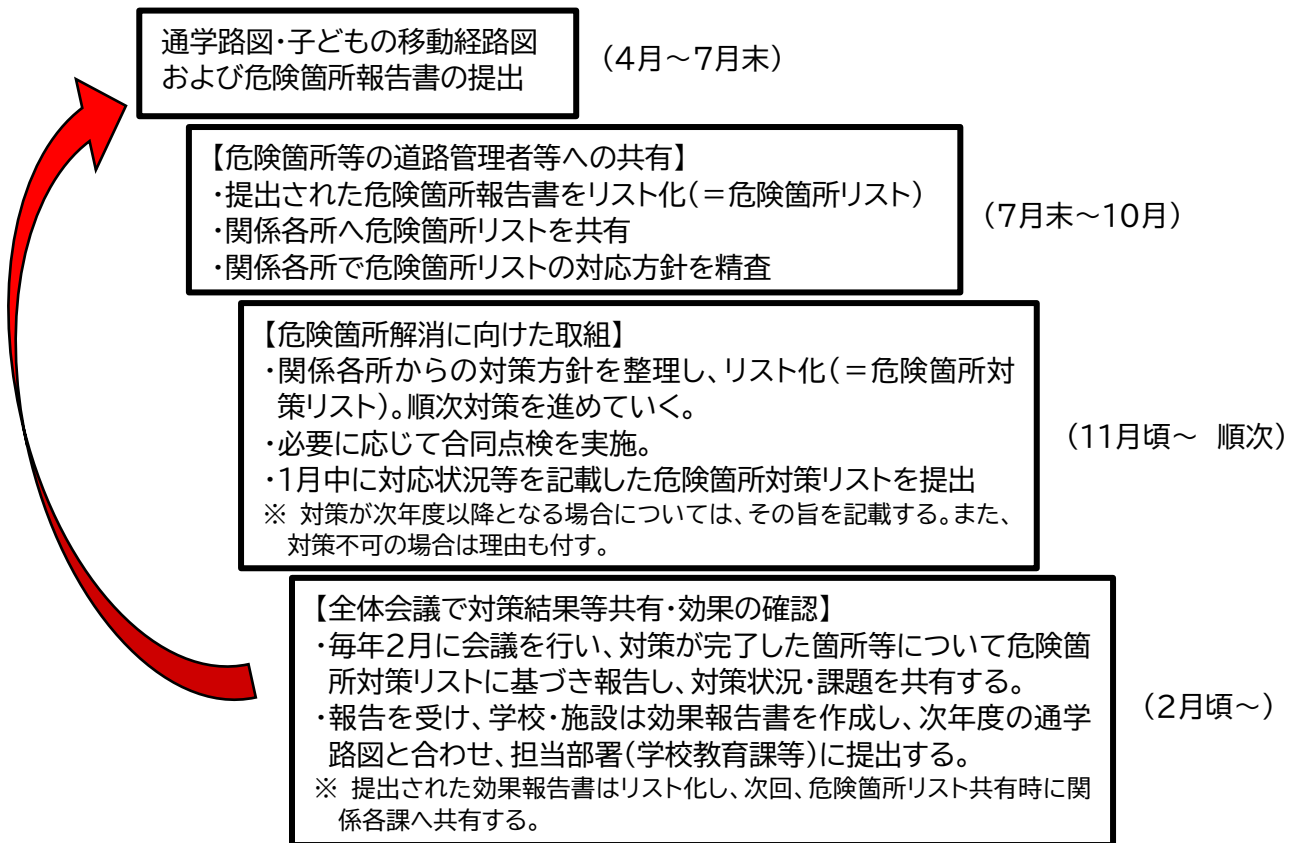
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子どもの移動経路の安全を確保するため、危険箇所の確認・対策を実施するとともに、必要に応じて合同点検を実施します。対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

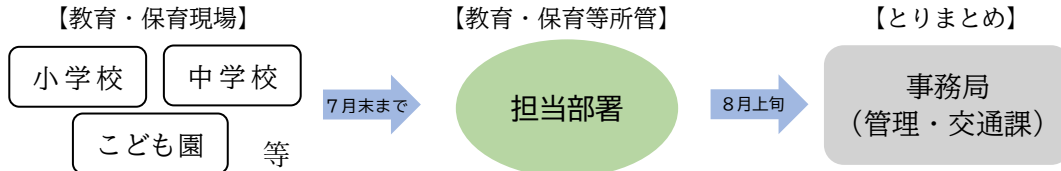
これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子どもの移動経路の安全性の向上を図っていきます。

全体の流れ



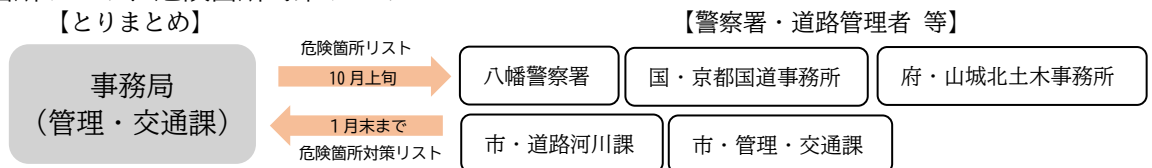
提供・提出フロー

<通学路図・子どもの移動経路図、危険箇所報告書および効果報告書>



<危険箇所リスト、危険箇所対策リスト>

【とりまとめ】



(2) 通学路図・子どもの移動経路図および危険箇所報告書について

○ 通学路図・移動経路図

- ・小中学校については、学校教育課を通して、当該年度の通学路図の作成を依頼し、示された期限までに学校教育課に提出する。
- ・放課後児童健全育成施設等については、こども未来課を通して、移動経路図（学校～施設間）の作成を依頼し、示された期限までにこども未来課に提出する。なお、放課後児童健全育成施設が学校の敷地内にあるものについては不要とする。
- ・幼稚園・保育園・こども園については、子育て支援課を通して、移動経路図（散歩コース等子どもが敷地外で定期的に移動する経路）の作成を依頼し、示された期限までに子育て支援課に提出する。
- ・放課後等デイサービスや特別支援学校については、障がい福祉課において、徒歩による移動経路等、地図に情報を落とし込めるものがあれば移動経路図として提出する。
- ・担当部署でとりまとめた上で、事務局に提出する。

○ 危険箇所報告書

- ・通学路・移動経路について、危険箇所があれば危険箇所報告書を作成し、通学路図・移動経路図とともに担当部署に提出する。
- ・危険箇所報告書は原則1学期末（7月末）までを締切とする。
- ・提出された危険箇所報告書はリスト化（＝危険箇所リスト）し、提出された通学路図・移動経路図および危険箇所リストは、八幡警察署交通課や該当道路の道路管理者と共有する。
- ・なお、危険箇所報告書は別添の指定様式を用いて作成することとする。

(3) 合同点検

危険箇所リスト内の道路形状が従前と大きく変化している場合等、必要に応じて該当箇所において、関係者による合同の現地調査を行う。

○ 合同点検の体制

- ・小中学校、道路管理者、警察、事務局を基本とし、必要に応じて保護者、自治会等が参加する。

(4) 危険箇所への対策の検討

○ 合同点検箇所

危険と考えられる時間帯に関係者が集まり、現地確認を行い、実現可能かつ効果的な対策について、協議・すり合わせを行う。

○ 上記以外の箇所について

各学校・施設から提出された危険箇所については、必要に応じて詳細なヒアリングを行い、対策実施部署において実施可否や実施方法、実施時期

の目途、代替案等を整理し、回答（危険箇所対策予定リスト）を作成し、示された期限までに事務局に提出する。

提出された回答を基に事務局で整理した上で、2月に実施する八幡市通学路等安全対策会議において、対策が完了した箇所等について危険箇所対策リストに基づき報告し、対策状況・課題を共有する。

(5) 対策の実施・対策効果の把握

対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図り、実施にあたる。

なお、対策を進めるにあたり、対策を担当する部署から学校・施設の報告者へ直接聞き取りを行う場合がある。

対策が完了したものについては、2月の会議時に当該学校・施設およびその担当部署へ報告する。報告を受けた学校・施設は、翌年度の通学路図・移動経路図および危険箇所報告書提出時までに、効果報告書を提出する。

事務局で効果報告書をリスト化し、効果報告書リストとしてとりまとめる。

(6) 対策の改善・充実

危険箇所対策リスト・効果報告書リスト（前年度分）は、2月に開催する八幡市通学路等安全対策連絡会において、会議の報告事項として共有し、意見交換を行う。